



栃木県公報

平成27年
3月31日(火)
号外
第31号

目次

規則

○栃木県県税条例施行規則の一部改正..... 1

規則

栃木県規則第二十八号

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県税条例施行規則（平成十七年栃木県規則第十三号）の一部を次のように改正する。
別記様式第七十四号中

地方税法附則第11条の4第1項	事業の用に供した期間	支給を受けた助成金の名称

を

地方税法附則第11条の4第1項	事業の用に供した期間	支給を受けた助成金の名称		
地方税法附則第11条の4第4項	改修工事完了日	譲渡年月日	譲渡を受けた者の住所及び氏名	譲渡を受けた者の居住開始年月日

に改め

る。

別記様式第七十五号中

地方税法附則第11条の4第2項	事業の用に供する期間	支給を受けた助成金の名称

を

--	--	--

地方税法附則第 11条の4第2項	事業の用に供する期間		支給を受けた助成金の名称
地方税法附則第 11条の4第5項	改修工事完了 予定年月日	譲渡予定年月日	譲渡を受ける者の住所及び氏名

に改め

る。

附 則

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の栃木県県税条例施行規則の規定により調製した諸用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(税務課)